

**さいたま市自治基本条例検討委員会  
第12回会議 議会・行政部会検討の記録**

日時	平成 22 年 12 月 8 日(水) 18:45～21:40
場所	さいたま市役所地下 1 階第 1 会議室
参加者 ※敬称略	<p>[委員等] 計 10 名          染谷 義一／歌川 光一／遠藤 佳菜恵／高橋 直郁／中田 了介／福島 康仁／堀越 栄子          ／三宅 雄彦／湯浅 慶／渡邊 初江          (欠席者:なし)</p> <p>[事務局:さいたま市] 計 4 名          企画調整課主幹 松本 孝／企画調整課総合振興計画係主査 松尾 真介／総合振興計画係          主査 島倉 晋弥／企画調整課企画係主任 清水 慶久</p> <p>[地域総合計画研究所] 計 1 名          細田 祥子</p> <p>[傍聴者] 1 名</p>
議題及び 公開又は 非公開の 別	<p>(1)自治基本条例について(各テーマの検討)</p> <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	<p>次第          参考資料1 市民から寄せられた意見</p>
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

## (1) 自治基本条例について

### (1)自治基本条例の目的 《共通テーマ》

#### 【条例案骨子】

##### ● (目的)

- ・ この条例は、さいたま市の自治の確立を図るために、本市の自治の基本理念を明示し、自治運営を担う市民、議会、市長等の役割、責務、基本的事項を定め、行政運営、区、地域の在り方、及び自治運営の基本理念に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民が誇りを持てるさいたま市民自治を確立することを目的とする。
- ・ (別条で、自治基本条例が「さいたま市の自治の最高規範」であることをうたうべきである。最高規範とは、「他の条例の整合性を図ること」「他の条例の運用指針であり」「さいたま市自治基本条例を尊重する義務がある」ということである。)

#### 【考え方・解説】

- ・ 平成 12 年 4 月の「地方分権一括法」成立以来、自治体は国と対等な地方政府として、自由に課題に取り組めるようになった。

- ・ 一方、社会環境は大きく変化し、少子高齢化、生産年齢層の減少など人口構造が大きく変化し、地域は激変している。
- ・ 加えて、NPO、公益法人が積極的な公益活動を展開し、市民相互の助け合い、協働が進展しており、地域社会の身近な問題は市民自らの活動で解決を図ろうという機運が高まっている。
- ・ こうした中で、新しい自治は市民の主体性・責任を以て取り組むことが求められており、上述した社会環境の変化に基づく、それぞれ置かれた地域の実情に合わせた解決の仕組みの構築が求められる。行政による一律の支援を期待する前に、市民の主体的取り組みが活かされる、さいたま市民自治の確立が求められる。
- ・ さいたま市自治基本条例が目指すものは、市民が誇りを持てるさいたま市を創るために、自治を担う市民（自治会を含む）、議会、市長等が、本条例を課題解決の羅針盤として、責務を果たすことを明示するものである。

#### 【湯浅委員から】

- ・ 産業団体、議会、市長との意見交換を参考にして修正案を作成した。
- ・ 前回の案に加え、10区、地域のあり方を含めた。また、「目的」に関連して「最高規範」としての位置付けが重要である。

#### 【事務局から】

- ・ 議会基本条例の目的が「市民福祉の向上」と「市の継続的な発展」としており、「自治基本条例も目指すものは共通では」といった意見が議員から出されたところである。この視点に照らしてみてもどうか。

#### 【検討】

- ・ 少しおとなしい感じがする。「市民が誇りを持てるさいたま市」を目指すのであれば、社会状況が変化する中で市民がもう少し力を発揮すること、また、議会や行政にはガバナンスという視点が求められる。そのことを念頭に置くと、市民の積極的な役割があってもよい、という印象である。
- ・ 【考え方・解説】には、全国的な状況背景や課題だけではなく、合併後10年を迎えたさいたま市独自の状況背景や課題も加えるべきでは。
- ・ 【考え方・解説】はどういった位置付けになるのか。分かりやすさから言えば、解説をもっと強化してもいいのではないか。
- ・ 解説文は正規の条文内容ではないが、条文の解釈に誤解が生じないように、市民に分かりやすく説明するものであり、重要である。
- ・ 自治基本条例には、まず前文があり、条文としては「目的」が冒頭に来る。「条例の予告編」としての意味がある。この後ろに続く具体的な条文の内容と照らしてみる必要がある。内容に、市民の権利が十分に書かれているのであれば、前文や目的において、「市民がもっと自治に関わる」という姿勢を示すこともできるだろうが、そうなっているのかを検討する必要がある。
- ・ 現段階で後ろに続く内容に照らせば、この「目的」の内容で合っていると考えられる。
- ・ 議会基本条例の目的と整合を取っておくこととする。

- ・ 冒頭「自治の確立を図るために」と最後の「市民自治を確立することを目的とする」が重複しているので、冒頭の表現を削除すべき。

## (2)さいたま市のめざすまちの姿 《共通テーマ》

### 【条例案骨子】

- ①首都圏中核都市として未来への希望が満ち溢れているまち
- ②人と環境の調和が保たれているまち
- ③市民にとって行政、議会が身近に感じられるまち
- ④まちづくりへの市民参加が活発で、多彩な人びとの交流と相互理解が図られるまち

### 【考え方・解説】

- ・ 上記①～④についての補足

- ①公教育の水準が高位に保たれ、保育所待機児童数や後期高齢者の支援等現代的福祉課題に積極的な取り組みが見られ、経済活動が活発で、青年たちが市内就業を目指すような商工基盤が確立された、市民生活に夢を与えるまち
- ②環境保全と開発の調和が実現しているまち
- ③行政・議会と市民の協働が進み、地域で相互協力が実感できるまち
- ④多様な人々の交流と、まちづくりへの積極的取り組みが実現出来るまち

- ・ さいたま市の総合振興計画「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」に都市づくりの基本理念及び将来都市像が示されている。内容は以下のとおりである。

『都市づくりの基本理念』

□市民と行政との協働 □人と自然の尊重 □未来への希望と責任

『将来都市像』

□多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市

□見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市

□若い力の育つゆとりある生活文化都市

- ・ 次に、「平成21年度 さいたま市民意識調査 報告書」によると、在住者意識調査で、関心ある項目は（詳細件数はP157～参照されたい）、環境、健康・福祉、教育・文化・スポーツ、都市基盤・交通、産業・経済、安全・生活基盤、であり「交流・コミュニティー」は興味の対象としては、少数である。

### 【湯浅委員から】

- ・ 「住んで幸福に思うまち」になるため具体的な4つの柱を提案する。前回の案に頂いた意見を参考に、より一般的な内容になるように修正した。
- ・ 参考に、「さいたま希望（ゆめ）のまちプラン」及び「市民意識調査」を記載している。
- ・ なお、この項目が自治基本条例の中でどのような扱いになるか、課題と考えるがどうか。

### 【検討】

- ・ 自治基本条例に列挙するのであれば、③④を最初にしてはどうか。
- ・ ④を1番に、③を2番にしてはどうか。
- ・ ④に含まれるのかもしれないが、社会的弱者が見て私も対象に含まれていることが分かる

ようにしてほしい。これに書かれているのは強い市民という印象であり、自分から発信できない、またはこういう調査からもまれてしまう市民もいる。社会的孤立に陥らないで支え合う豊かなまちなどという表現はどうか。

- ・ ②には、人と環境の調和も大事だが、経済的發展といった視点も入れられないか。

#### 【事務局から】

- ・ この項目については、皆それぞれの思いがあり、市民部会でも様々な意見が出されている。条文にするには意見が分かれることが想定され、条例でどう扱うのかが課題である。
- ・ 「住んで幸福に思うまち」「住み続けたいと思うまち」などという形で総括できるのかもしれない。そのために自治基本条例がある、というイメージになるとよいのでは。

#### 【検討】

- ・ この項目については市民部会とのすり合わせが必要である。論点も多いはずだ。
- ・ 【条例案骨子】③からは、【考え方・解説】③にある「行政・議会と市民の協働」という意味合いが読み取れない。骨子だけ読むと行政の透明性、開かれた議会を言っているように読み取れる。骨子④で「市民参加」とあり、③が「協働」を意味するのであれば整理が必要に思う。

### (3)自治の基本理念 <共通テーマ>

#### 【条例案骨子】

##### ●（基本理念）

- ・ 市民および議会、市長等市運営執行部は、以下に掲げることを自治の基本理念として、さいたま市自治の確立を目指す。
  - (1) 市民は地域社会の課題を自らの主体的責任において担うことを基本とし、地域社会づくりを行うこと。
  - (2) さいたま市は市民、議会および関係機関と連携し、自らの責任と判断において市政運営の確立をはかる。

#### 【考え方・解説】

- ・ 目的の項に準ずる。

#### 【湯浅委員から】

- ・ 「目的」と重複する点があったので、整理した。

#### 【検討】

- ・ 「市長等市運営執行部」とは、いわゆる執行機関のことか。
- ・ (2)の「さいたま市」とは、執行機関のことを指すのか。
- ・ (1)は、市民自治の観点から述べている。ここでも、条例の目的と整合を図るべき。『市民は、自らの主体的責任において、地域の課題解決と市の継続的な発展を担うことを基本とする。』など。
- ・ 「地域社会づくり」という言葉が聞き慣れず違和感がある。「まちづくり」「地域づくり」などと言い換えられないか。
- ・ 『「地域の課題解決」と「市の継続的な発展」のための活動』を「まちづくり」と呼べるのでは。

- ・ 「まちづくり」と一言でいうと、受け取り手によって意味が異なってくるので、具体的に『「地域の課題解決」と「市の継続的な発展」のための活動』等とした方が分かりやすいのでは。
- ・ 「地域課題の解決」と「地域社会の発展」のために、市民は主体的な役割を担う、となるのではないか。
- ・ 「地域」というと範囲の問題も出てくる。「まちづくり」とするという考え方もある。
- ・ 「めざすまちの姿」で言う4つのまちの姿を実現するための活動が「まちづくり」である、と説明する視点も持ってもいいのでは。
- ・ (2)は、団体自治の観点から述べている。
- ・ 【考え方・解説】に、(1)は市民自治、(2)は団体自治について述べていることを書いてはどうか。
- ・ 団体自治とは、地方自治体と、県や国の関係を言うものであり、書き方は変わってくる。ただし、「基本理念」として団体自治を入れるのであれば画期的であると思う。
- ・ (2)では、「自らの責任と判断において市政運営の確立を図る」のは誰なのかを考える必要がある。
- ・ 主語は「市民から信託を受けた議会と市長は」としてはどうか。
- ・ そうすると「議会及び市長は、相互に連携し」となる。
- ・ (2)で、市長（執行機関）のみを主語とすると、議会を主語とした基本理念がなくなることになり、「行政基本条例」のようになってしまう。議会も自治の主体として含めるべき。
- ・ 「関係機関」の定義も必要である。
- ・ 「市政運営の確立」の前に「市民のための」という言葉を入れてみてはどうか。
- ・ 一行目の「市長等市運営執行部」は、「市長」でよいのでは。
- ・ 「市長」または「執行機関」という用語が一般的でなく分かりにくいので、「行政」としてはどうか。
- ・ 「行政」とすると、行為なのか、機関なのかが分かりにくい。
- ・ かといって「行政機関」とすると一義的ではないので、問題がある。
- ・ 用語の定義の問題なので、ここでは「行政」としてはどうか。
- ・ (2)は、『議会と行政は、相互に連携し、自らの責任と判断において、市民のための市政運営の確立を図る。』等とする。
- ・ 言葉の使い方については、今後条文として具体化するときには法規担当も入ってくると思うので、そのときに整理されることになる。

## (7)行財政運営 ①の2 行政評価 <行政テーマ>

### 【条例案骨子】

(行政評価の運用)

- ・ 市は事務事業に対して、1年ごとに行政評価を実施する。
- ・ 行政評価の実施にあたっては、市民の参加を求める。
- ・ 行政評価の作業内容及び結果について、市民や議会に対して分かりやすく公表する。

- ・ 行政評価の結果を事務事業に反映させ、その効果を検証・実践する。

#### 【考え方・解説】

- ・ 前回頂いた意見に、進捗状況をチェックするというものがあったが、これは効果の検証とした。

#### 【遠藤委員から】

- ・ 行政評価については、さいたま市で現在、実践していることを前提に、そのあるべき手続きについて整理した。

#### 【事務局から】

- ・ 前市長時代においては、有効性や効率性等について評価する事務事業評価を行っていて、その中で一部事業を抽出して市民を含めた外部評価も行い、公表するとともに、見直しを図るという制度であった。今は清水市長になって、制度の見直しを行っている過渡期であり、今年度は事務事業総点検や、「さいたま市版事業仕分け」と言っているが、公開審議も実施している。公開審議では、無作為抽出で選んだ市民に参加してもらった。ただし、来年度以降の評価の仕組みについては、行財政改革推進本部で年度内を目途に現在検討しているところであるが、様々な取組が考えられるので、「行政評価」という言葉を一律に使うのはどうか、という話であった。

#### 【検討】

- ・ 前市長時代の事務事業評価に参加したが、事前の研修等が無くては難しいと感じた。やり方に工夫が必要だ。たとえば、事業成果の評価を、事業目的に照らして行うのに、そもそも事業目的を決めるのに参加していないのでよく分からないといったケースがあった。
- ・ 【条例案骨子】や【考え方・解説】に、行政評価を行う目的等を入れるべき。
- ・ 行政評価の目的は、一般的には「効率的な行政運営のため」であろう。
- ・ 評価は条例に入れた方がよい。市民が自治に関わろうと思ってもその材料がないと困る。行政も仕事をやりっぱなしになってしまうおそれもある。自治との関わりを目的に書いたほうがよい。
- ・ 評価にもいろいろあって、今後の展開を考えると、事務事業評価のみに固執しなくてもよい。評価しなければならないと規定すべき。また、行政の説明責任として、分かりやすく公表する必要がある。
- ・ 行政が自己評価をした後に、ダブルチェックの意味から、市民も含めた外部評価を行うことはよいと思う。最初の自己評価も緊張感が高まり、適切に行われることが期待できる。
- ・ 評価というのはどれだけ効果があったのかの測定である。例えばタウンミーティングを何回行ったというのでは意味がない。どれだけ意見を市政に反映したか評価するのが重要である。
- ・ 過程においてはいくつかの指標が考えられ、何回やったのかという指標と、どう変わったのかという指標がある。それを市民とともに評価するというのは方法として考えられる。
- ・ チェック、公表というのは、成果への意識など職員の意識改革にもつながる。
- ・ 効果（アウトプット）ではなく、成果（アウトカム）の評価が求められるが、実際には難しい。例えば、市民活動講座などを実施しても、その講座の出身者がどれくらい実際に活

動を開始し継続しているのか、ということを知るのには難しい。また、こういった「成果」を出したいのに、行政の立てた目的にそれが入っていない、というようにズレがあり、成果が上がっているのに予算額が増えない、といった実態がある。

## (7)行財政運営 ②財政運営 《行政テーマ》

### 《たたき台》

#### 【条例案骨子】

(財政運営)

- ・ 市は財政運営に必要な財源を確保し、(長期的視野に立った)健全な運営を図るとともに、市の財産についても効率的な運用を行う。

#### 【考え方・解説】

- ・ 財政運営は行政側が主体のものなので、市民の責務は入っていない。
- ・ 財政運営と財産管理を分けるべきか総合して入れるか検討したい。

#### 【遠藤委員から】

- ・ 運営と管理という2つの視点から整理した。
- ・ 前回、「監査」及び「行財政改革」の視点をここに含めるかどうか、という問題提起が出された。

#### 【事務局から】

- ・ 市長も意見交換の中で、財政状況の厳しさに触れていた。健全な財政運営を行っていくことは重要だ。そのためにも行財政改革推進プランを策定しようとしている。また、財政状況や健全財政維持プランなどを公表している。
- ・ 予算編成過程の公表についても一部を昨年度から始めて、徐々に拡大しようとしている。

#### 【検討】

- ・ 健全な財政運営については、条例に盛り込むことは一致しているように思う。
- ・ 「健全な財政運営」といった場合に、その指標はあるのか。
- ・ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」があり、財政再建団体に陥らないよう、基準や財政情報の公表などを定めている。
- ・ 静岡市自治基本条例では、市長の責務に財政運営のことが規定されている。

#### ＜静岡市自治基本条例＞

(市長の役割及び責務)

第19条第3項 市長は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な財源の確保を図るとともに、地域の資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げる行財政運営を行わなければならない。

- ・ 財政運営については、事実をきちんと公表することが大前提である。現在でも公表されているが、データの読み方などが難しく理解できない。市民に分かりやすく公表してほしい。
- ・ 札幌市自治基本条例では、財政運営について規定しているが、市民に分かりやすく公表する義務を負うのは市長であるとしている。

<札幌市自治基本条例>

(財政運営)

第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

- ・ 財政状況が厳しい中で、市民はどうすべきか、ということは書かなくてもよいか。
- ・ 行財政改革など行政だけの努力で乗り越えられればよいが、そうでない場合には、最悪サービスの縮小や廃止につながる。そういう意味で市民に協力を求めるところまで書くかどうか。
- ・ 行政評価も同様だが、自治基本条例には細かいことまで規定するのは難しいので、どういう要素を盛り込んでいくのかを考える必要がある。行政評価のところでは有効性・効率性の観点、自治の観点、市民参加（外部評価）の観点という要素が挙がっていた。その具体化を考えると、市民参加と効率性はぶつかり合う、そこを調整するのは自治基本条例の外側の問題であるが、それが大事だというのは自治基本条例の役割である。財政についても、効率性の観点、市民参加の観点、市民自治の観点、分かりやすい情報開示の観点などが出ているが、どれを重視するのか考える必要がある。
- ・ 長期的と短期的な財政運営があると思うが、短期的なところで市民の意見をどのように反映できるのだろうか、ここに規定されたら分かりやすい。
- ・ 介護保険について考えてみると、社会から孤立している家庭が多いと介護費用がよりかかるが、地域の助け合いが進んでいると予防効果もあってコストが抑制される面もある。環境についても皆が汚さなければ財政支出は少なくて済む。お金の使い方と市民の社会的な行為は結びついているが、市民はなかなか意識していない。どのような状況なのか情報がしっかりと提供されれば、市民も考えることができるはずである。
- ・ 犯罪が少なくなれば刑務所にかかる費用は少なくて済むとか、信頼できて、皆が助け合える社会であればお金はかからない、そういうことなら市民は考えられるのではないか。
- ・ ダイレクトにつながると難しい。条例なので条文化して個別のことを個別に規定する中で、どうつなげるか。例えば、財政運営の健全化のために市民は迷惑をかけないように、というのでは逆転してしまう。市民部会のテリトリーかもしれないが、例えば、市民同士助け合うという条文になって、それは結果的に財政健全化につながるという考え方になる。条文ができた後のつなげ方の問題もある。
- ・ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、財政再建団体に陥る前の黄色信号が出たときに早期の対応を求めているが、議論の流れは、さいたま市ではそれを強化して、黄色信号が出る前から市民が監督する、だからもっと責任を持って財政運営に取り組まなければならないということかと思う。このときは、短期的な視点ではなく中長期的な視点を市民が持つことが必要である。この「強化」がさいたま市らしさにつながるように思う。
- ・ 【考え方・解説】には、なぜ財政の健全化が必要かを書くことが必要。
- ・ 「財源の確保」について、具体的な内容を書けないか。税収とか収益事業とか。

- ・ 具体例を【考え方・解説】に書くことも考えられる。

## (7)行財政運営 ⑤監査 《行政テーマ》

### 《たたき台》

#### 【条例案骨子】

##### (監査)

- ・ 市は、市民自治推進に寄与するよう、合理的な監査を実施する。
- ・ 市は、市民に問題点、改善点等が分かり易いように、監査結果を公表する。
- ・ 市は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努める。

#### 【考え方・解説】

- ・ 監査については、市民との約束事を記載し、内部事務については要綱等で検討願いたい。

#### 【遠藤委員から】

- ・ 「監査」については、自治基本条例に含めるかどうかご意見を聞きたい。

#### 【事務局から】

- ・ 監査委員が行う監査等は、地方自治法により決められている。
- ・ 毎年行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」がある。その他、市長が外部監査人（公認会計士等）と契約して行う「外部監査」がある。
- ・ この監査は、財政破たんの防止に直接関係するということではなく、財務事務が適切に執行されているがチェックするものである。全体的な予算や借金の多い少ないをチェックするのは主に議会の役割と考える。

#### 【検討】

- ・ 様々な監査制度があることを市民に認識してもらう、ということが重要と考えれば、自治基本条例に規定してもよいのでは。
- ・ 財政破たんの防止に直接結びつかないということなら、監査委員はなぜ設置されているのか。

#### 【事務局から】

- ・ 市長が提案し、議会が決定した予算等が適正に執行されているかをチェックするためである。
- ・ 「行政運営の基本原則」において、「執行機関は法令に基づき適正に事務を執行する」とあれば、監査も法令に基づいて行うことが規定できるのではないか。

#### 【検討】

- ・ 会計監査だけなら不要に思う。業務監査であれば無駄を省くなど大切なこともあるが、他のテーマのところでも規定できると思う。
- ・ 監査は会計監査と業務監査の2つが基本であり結びついている。いざという時にこの制度がある意味がある。自治基本条例に盛り込む必要があると考える。
- ・ 地方自治法で規定されており、自治基本条例に規定しなくても監査は行われる。あとは条例のバランスの問題か。

- ・今の書き方では抽象的で分かりにくい。監査にはどのようなものがあるのかについて、簡単にでも書く必要がある。ただし、そうすると他の項目とのバランスを欠くのでは。
- ・監査とは、行政運営の公正性、迅速性、信頼性を担保するためのものである。地方自治法に規定されているのにあえて規定するのかどうかを考えたい。「行政評価」は法律に定めがない。「財政運営」については法律はあるがさいたま市として強化する。では「監査」はどうか。
- ・あえて盛り込まなくてもよいように思う。
- ・市民自治の観点から、また、公正性等の確保のためにも重要で外せないと思う。
- ・「住民監査請求」について、存在を知っている市民は少ないと思うので、明記する意義がある。
- ・「住民監査請求」は、市民の権利として規定してはどうか。
- ・市民オンブズマンとの関連ではどう考えるか。
- ・監査の実際の方法が形式的になっていないかどうか、という視点もある。
- ・「地方自治法に規定があるから自治基本条例には規定しない」という考えでは、自治基本条例自体も他の規定も不要になってしまう。監査制度が大事なものかどうか、市民の意思表示の問題では。
- ・監査の行為に対する希望的な側面と住民の権利という側面で整理してみる。
- ・解説には事務局からの説明のような内容が入ってきて、その総括が骨子になると考える。

## (7)行財政運営 ⑧危機管理 <行政テーマ>

### <<たたき台>>

#### 【条例案骨子】

(危機管理)

- ・議会及び市は、市民とともに防災に関して積極的に協議し、適切な対応を準備する。
- ・議会及び市は、市民とともに災害時には迅速かつ効率的な対応を図る。

#### 【考え方・解説】

<市（執行機関）>

- ・災害時の対応計画の策定と体制の整備及びその情報の公開。
- ・災害時の想定に基づく地域情報の公開。
- ・行政サイドと住民サイドの情報共有。
- ・災害時における市の危機管理体制の整備及び見直し。
- ・災害時の対応計画の策定。
- ・計画に基づく、組織を横断した体制の構築。
- ・災害時の防災倉庫の適正配備。
- ・危機管理体制の情報公開。

#### 【遠藤委員から】

- ・災害時を想定して、市民、議会、行政三者の事前準備、災害時の対応について整理した。

#### 【事務局から】

- ・「さいたま市危機管理指針」では、「危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を

及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）、あるいは、行政の信頼性を損なう事態をいう。」としており、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」「緊急事態等」の3つに大別している。

- ・（1）災害とは、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。
- ・（2）武力攻撃事態等及び緊急対処事態とは、「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」をいう。
- ・（3）緊急事態等とは、テロ、感染症、環境汚染、行政の信頼性を損なう事件・事故など、災害や武力攻撃事態等及び緊急対処事態以外の危機をいう。
- ・防災に関して、市長は、市民へ啓発するだけでなく、地域のリーダーが必要であると話しており、防災ボランティアコーディネーターや防災士の養成を進めているが、いずれの研修・講座も定員以上の応募があると担当から聞いている。
- ・また、災害時の要援護者名簿（高齢者）を自主防災組織に配布する取組を行っており、今年度は障害者についても同様の名簿づくりを進めている。

#### 【検討】

- ・災害対策として、地域の日常的なコミュニケーション、まちづくりが基本である。
- ・危機管理体制を整えるには、住民や行政だけでなく、警察、消防なども関わる。どう規定するか検討も必要だが、関連機関と日頃から連携がなければ、災害時に対応できない。
- ・地域の中の防災ボランティアコーディネーターの育成や、それらの人材を受け入れる活動拠点（防災ボランティアセンターなど）の整備が求められる。
- ・市民や行政の事前の準備から危機管理が始まって、防災、防犯などに役立っていくという考え方だと思う。
- ・市民の安心安全に絞って考えることもできると思う。
- ・危機は広く捉えてよいと思う。
- ・自治基本条例にどう取り入れていくか。コミュニティの中にいる人を誰が把握しているのか、いざというときに誰が動くのか。実効性のある危機管理を考えたときに、市民と行政との情報共有と書くだけでよいのか。
- ・要援護者の一時避難場所は公民館となっているが、あまり知られていない。
- ・災害のときに、よく「3日間は持ちこたえろ」と言われるが、その間は近隣で頑張るしかない。その体制をどうつくるかということが大事である。名簿だけでなく、誰がどこに寝ているのか間取りまで知っていなければならない。そこまでやる必要がある。
- ・昼間に災害が起きた時、市外に働きに出ている住民が多くては救出作業が進まない。そこで、地域にいる中学生や高校生を災害時の人材として捉えて、防災訓練などを行っている事例もある。
- ・高齢者の単身世帯が問題と言われるが、中年の単身世帯もある。そのあたりまで把握していく必要があり、それをどうハザードマップに落とししていくのかも大切である。
- ・行政の信頼性を損なう事件・事故を緊急事態に含めているのは、行政が作った指針だからで

あり、自治基本条例では、これは含めずに考えてみることにする。

## その他

### 【部会長より】

- ・ 次回（12／15）までに、各テーマの修正案を提出のこと。
- ・ 皆さん仕事もあると思うので、検討シートの修正に当たり、必要であれば事務局や地域総合計画研究所に相談してほしい。

### 【事務局より】

- ・ 広報チームから、第3号の裏面に各部会からの原稿をお願いすることを検討中であり、今後、メール等で連絡するので協力をお願いしたい。

**閉会**      平成22年12月15日（水）